

公 示

自動車分解整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について

・・・ 2

## 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

### 記

1. 件 名  
道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所  
有限会社大宮菊地自動車商会  
代表取締役 菊地 永次  
埼玉県さいたま市見沼区風渡野92番地
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号  
有限会社大宮菊地自動車商会  
埼玉県さいたま市見沼区風渡野92番地  
認証番号 第4-1516号  
指定番号 関東指第4-1028号
4. 期 日  
令和2年2月6日（木） 13時30分
5. 場 所  
関東運輸局 共用B会議室  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎 2階
6. 理 由  
道路運送車両法91条第1項、同法第91条の3、同法第94条の5、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和2年1月30日

関東運輸局長  
吉田 晶子